

埼玉県報



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

(監査第一課)

告示

○埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務の随意契約の相手方に関する告示

(情報企画課)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示

(川越比企振興)

○税務総合オンラインシステム端末機等貸借の随意契約に関する告示

(税務課)

○荒川左岸南部流域下水道終末処理場自家発電機設備改築工事に関する落札者等の告示

(入札執行課)

○平成二十一年度埼玉県世論調査業務委託契約に関する入札公告

(広聴広報課)

○大規模小売店舗の変更にに関する告示

(商業支援課)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示

(商業支援課)

○備前堀土地改良区の役員就任届

(加須農林)

○青毛堀用悪水路土地改良区の役員就任届

(本庄農林)

○上里西部土地改良区の役員就任届

(本庄農林)

○美里第二土地改良区の役員就任届

(本庄農林)

○野牛馬立土地改良区の解散認可届

(農村整備課)

○県営土地改良事業嵐山北部地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧

(河川砂防課)

○雨水流出抑制施設の告示

(都市計画課)

防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○北本都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

(飯能県土)

○県道青梅秩父線の区域の変更

(飯能県土)

○開発行為に関する工事の完了公告

(川越建築安全センター)

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立

(選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

(選管委)

○平成二十一年度埼玉県労働委員会あつせん員候補者の氏名等の公示

(労働委)

○埼玉県告示第四百八十二号中訂正

(社会福祉課)

○埼玉県告示第百六号中訂正

(森づくり課)

○埼玉県選管告示第六十八号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第四十号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第六十九号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第七十号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第九十号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第九十三号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第一百二十号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第十五号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第十六号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第二十七号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第四十七号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百十五号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百十九号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百三十四号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百三十五号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百六十四号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百六十四号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百六十四号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百六十四号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第百六十四号中訂正

(選管委)

○埼玉県選管告示第三十一号中訂
正 (選管委) 一八 正 (選管委) 一八

訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年四月二十四日

- 埼玉県監査委員 春日敏彦
- 埼玉県監査委員 米田正巳
- 埼玉県監査委員 田中龍夫
- 埼玉県監査委員 大山忍

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程(昭和四十二年埼玉県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 住民監査請求等の監査に関すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

告示

埼玉県告示第六百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 購入等件名及び数量
埼玉県市町村電子申請共同システム
サービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報企画課電子申請推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(株)NTT東日本一埼玉・東芝ソリューション(株)特定共同企業体
リユージョン(株) 株式会社NTT東日本一埼玉 株式会社NTT東日本一埼玉 さいたま市浦和区常盤五丁目8番17号 東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦一丁目1番1号
上記代表者 株式会社NTT東日本一埼玉

5 契約金額
59,301,750円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第六百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satimaken-npo.net/>))により縦覧に供する。
平成二十一年四月二十四日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年四月八日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ネパールサムハ

三 代表者の氏名
大森俊弘

四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市千代田二丁目六番七十五号

五 定款に記載された目的
この法人は、現代社会の様々な要因において引き起される諸問題を解決するために必要な国際協力等の諸活動を行い、全世界の平和と人々の豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田 豊 司

1 購入等件名及び数量

税務総合オンラインシステム端末機等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

109,913,580円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第六百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田 豊 司

1 落札に係る建設工事の名称

荒川左岸南部流域下水道終末処理場自家発電機設備改築工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号

3 落札者を決定した日

平成21年4月17日

4 落札者の氏名及び住所

藤田エソジニアリング株式会社 群馬県高崎市飯塚町1174番地5

5 落札金額

2,992,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年2月17日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成21年度埼玉県政世論調査業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成21年10月30日(金)

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「世論調査業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 過去3年間に於いて、国又は地方公共団体での世論調査(意識調査をいひ、単なる実態把握調査を除く。)の実績があること。

(6) 管理職や事務職のほかに調査職の従業員を常時配置し、円滑に連絡調整がとれ、調査員への指示等についても速やかに対応できる体制が執れること。

埼玉県告示第六百四十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田 豊 司

(7) 本委託契約の実施に支障のない人数(30人以上)の面接調査員が確保できること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活
部広聴広報課 広聴・知事への提言担当 内田 浩明 電話048-830-2850 (直
通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁別館地下1階広聴

イ 日時

平成21年5月1日(金) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁別館地下1階広聴

イ 日時

平成21年5月11日(月) 午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を
納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。
以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除す
る。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた
金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当す
る場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類
を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない
。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場
合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ
ばならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低
の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 田中 浩二

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定による届
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定によ
り、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 田中 浩二

1 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
関口ユメ

上尾市井戸木一丁目七の外

口 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 八四台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 八四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 合計 三箇所

(変更後) 位置 図面省略 合計 五箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年十二月十一日

ニ 届出年月日

平成二十一年四月十日

二 縦覧期間

平成二十一年四月二十四日から平成二十一年八月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年四月二十四日から平成二十一年八月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ワンダーグー本庄店、(仮称)ハードオフ本庄店

本庄市寿三丁目三百十八番一他

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 市道に面する駐車場出口③の幅員が、国道及び県道からの他の主要な駐車場出入口の幅員に比べ、当初計画時のまま広く設定されています。当該市道は通学路でもあり、広幅員によって、自動車来店者が入口として今後利用されることも懸念されることから、事故防止のため、幅員を減少する等の安全確保を図る配慮をお願いします。

二 参考意見として、出店所在地は周辺に民家等が存在しませんが、敷地境界での騒音の規制基準を超過しないように対処をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十一年四月二十四日から平成二十一年五月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

埼玉県告示第六百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|------------------|
| 理事 | 田口貞夫 | 北埼玉郡騎西町大字上崎二五七番地 |
| 同 | 小坂裕 | 同 同 牛重一九一番地 |
| 同 | 今泉征二 | 同 同 鴻荃二〇〇八番地 |
| 同 | 松村敏孝 | 同 同 内田ヶ谷一一〇四番地 |

| | | |
|----|-------|--------------------|
| 理事 | 綱川清造 | 北埼玉郡騎西町大字日出安四一八番地 |
| 同 | 荒巻昭雄 | 同 同 戸室一〇二六番地 |
| 同 | 福島一雄 | 同 同 下崎一七六七番地イ号甲 |
| 同 | 遠藤善男 | 加須市大字常泉六一一番地 |
| 同 | 石井伊市 | 同 同 北辻九〇九番地二 |
| 同 | 野口昭 | 久喜市大字下清久三二九番地 |
| 同 | 金子澤滋雄 | 同 同 上清久三五四番地の二 |
| 監事 | 木崎喜一 | 北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷一一一番地 |
| 同 | 天野一雄 | 加須市大字今鉢六五四番地 |
| 同 | 齋藤美貞 | 久喜市大字江面九一一番地 |

二 退任

| | | |
|----|------|---------------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 小熊三郎 | 北埼玉郡騎西町大字下崎一八九〇番地 |
| 同 | 綱川清造 | 同 同 日出安四一八番地 |
| 同 | 山下廣克 | 同 同 戸室一〇八一番地 |
| 同 | 松村敏孝 | 同 同 内田ヶ谷一一〇四番地 |
| 同 | 小坂光義 | 同 同 牛重二二二四番地イ号 |
| 同 | 新井清治 | 加須市大字大室三六三番地 |
| 同 | 石井伊市 | 同 同 北辻九〇九番地二 |
| 同 | 阿部圭佐 | 久喜市大字六万部四三一番地 |
| 同 | 飯田武雄 | 同 同 江面一七三三番地 |
| 同 | 杉田智 | 同 同 所久喜七六九番地の二 |
| 同 | 中山清 | 同 同 下早見一一九七番地の二 |
| 監事 | 漆原暉良 | 北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷八〇五番地一 |
| 同 | 新井一郎 | 同 同 牛重五七六番地 |
| 同 | 田口猛 | 南埼玉郡宮代町大字国納八九六番地の二 |

埼玉県告示第六百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、青毛堀用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

| | | |
|----|------|--------------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 本多健治 | 北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮四八六番地 |
| 同 | 石渡義保 | 加須市大字下高柳一四六八番地一 |
| 同 | 松本禎晴 | 北葛飾郡鷺宮町葛梅二丁目一一番地五 |
| 同 | 木村重雄 | 加須市久下五丁目二八三番地 |
| 同 | 山根一二 | 同 大字馬内六一二番地一 |
| 同 | 若旅英雄 | 同 同 平永六五七番地一 |
| 同 | 田島重次 | 同 同 串作九〇五番地 |
| 同 | 松村晃明 | 同 同 阿良川九四二番地 |
| 同 | 蛭間榮重 | 北埼玉郡騎西町大字上高柳八四五番地 |
| 同 | 齋藤克己 | 同 同 道地一三〇八番地 |
| 同 | 齋藤邦夫 | 加須市大字水深二一三三番地 |
| 同 | 大熊幹夫 | 同 同 川口一一六六番地一 |
| 同 | 樽見義一 | 同 同 南篠崎七六〇番地一 |
| 同 | 武井逸郎 | 久喜市大字野久喜三三一番地八号 |
| 同 | 飯塚光男 | 北埼玉郡騎西町大字戸崎一四七六番地 |
| 監事 | 福島久進 | 加須市大字礼羽四七四番地二 |
| 同 | 山崎一司 | 北葛飾郡鷺宮町大字中妻一四三三番地一 |
| 同 | 田島英世 | 加須市大字船越二九九番地二 |

二 退任

| | | |
|----|------|-------------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 松本勘一 | 加須市大字阿良川四五三番地一 |
| 同 | 本多健治 | 北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮四八六番地 |
| 同 | 松本禎晴 | 同 同 葛梅二丁目一一番地五 |
| 同 | 野本利雄 | 加須市大字久下一六八七番地一 |
| 同 | 山根一二 | 同 同 馬内六一二番地一 |
| 同 | 若旅英雄 | 同 同 平永六五七番地一 |
| 同 | 杉田正久 | 北埼玉郡騎西町大字上高柳二三三番地 |

| | | |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 筑元治 | 北埼玉郡騎西町大字戸崎二七二番地 |
| 同 | 石渡義保 | 加須市大字下高柳一四六八番地一 |
| 同 | 堀越武司 | 同 水深二二五九番地 |
| 同 | 森正亘 | 同 同 南大桑二一三〇番地 |
| 同 | 山口勇 | 同 同 南篠崎一三三一番地一 |
| 同 | 酒巻勝美 | 同 花崎三丁目一七番地二 |
| 同 | 山崎一司 | 北葛飾郡鷺宮町大字中妻一四三三番地一 |
| 同 | 武井喜雄 | 久喜市大字野久喜四〇四番地一 |
| 監事 | 飯塚光男 | 北埼玉郡騎西町大字戸崎一四七六番地 |
| 同 | 福島久進 | 加須市大字礼羽四七四番地二 |
| 同 | 新井正康 | 同 同 川口五三番地 |
| 同 | 町田孝一 | 北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮一五四二番地一 |

埼玉県告示第六百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 関根孝道 | 児玉郡上里町大字三町五七八一四 |
| 同 | 立石洋行 | 同 同 長浜一三六二 |
| 同 | 関口一郎 | 同 同 勅使河原二〇〇五一一 |
| 同 | 矢沼賢一 | 同 同 一九四九 |
| 同 | 吉澤幸衛 | 同 同 八八〇一四 |
| 同 | 安原一男 | 同 同 一八二八 |
| 同 | 川田博享 | 同 同 帯刀二五三 |
| 同 | 村田仙太郎 | 同 同 五明六二四 |
| 同 | 入田仙太郎 | 同 同 七六一 |
| 同 | 吉田和民 | 同 同 九七七一二 |
| 同 | 一ノ瀬能一 | 同 同 一五三一 |

二 退任

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 金井昭平 | 児玉郡上里町大字五明九五六 |
| 同 | 安藤昌昌 | 同 同 五一六 |
| 同 | 庄延男 | 同 同 長浜一五〇一 |
| 同 | 相川寛 | 同 同 一一九六一 |
| 同 | 紙田晴夫 | 同 同 一三三五 |
| 同 | 川田種利 | 同 同 藤木戸一〇 |
| 同 | 斉藤崇 | 同 同 一三 |
| 同 | 入澤金雄 | 同 同 勅使河原八七七 |
| 監事 | 金井武司 | 同 同 五明七三二一一 |
| 同 | 相川傳吉 | 同 同 五五五一一 |
| 同 | 立石昭夫 | 同 同 長浜一三六七 |
| 理事 | 関根孝道 | 児玉郡上里町大字三町五七八一四 |
| 同 | 立石正美 | 同 同 長浜一三六二 |
| 同 | 飯塚篤郎 | 同 同 勅使河原一一四五一一 |
| 同 | 矢沼賢一 | 同 同 一九四九 |
| 同 | 入澤正夫 | 同 同 一〇八五 |
| 同 | 横堀一雅 | 同 同 一七五七 |
| 同 | 杉山博 | 同 同 帯刀二三〇 |
| 同 | 村田仙太郎 | 同 同 五明六二四 |
| 同 | 入田仙太郎 | 同 同 七六一 |
| 同 | 吉田和民 | 同 同 九七七一一 |
| 同 | 一ノ瀬能一 | 同 同 一五三一 |
| 同 | 金井昭平 | 同 同 九五六 |
| 同 | 安藤昌昌 | 同 同 五一六 |
| 同 | 庄延男 | 同 同 長浜一五〇一 |
| 同 | 相川寛 | 同 同 一一九六一 |
| 同 | 紙田晴夫 | 同 同 一三三五 |
| 同 | 川田種利 | 同 同 藤木戸一〇 |
| 同 | 入澤金雄 | 同 同 勅使河原八七七 |
| 監事 | 入澤金雄 | 同 同 勅使河原八七七 |

監事 金井武司 児玉郡上里町大字五明七三二一
 同 相川傳吉 同 同 五五五一一
 同 立石昭夫 同 同 長浜一三六七

埼玉県告示第六百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、美里第二土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所
 理事 原田信次 児玉郡美里町大字下児玉二二五一一

埼玉県告示第六百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十一年四月十五日認可した。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 名称 野牛馬立土地改良区
- 二 事務所所在地 白岡町

埼玉県告示第六百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業嵐山北部地区(経

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号 第二〇〇七七一六二一二号
- 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

所沢市大字下富字駿河台五八三一一三

外七筆

- 三 雨水流抑制施設の容量
- 容量 八一八・二立方メートル
- 浸透効果量 〇・一七立方メートル
- 毎秒

埼玉県告示第六百五十二号

ふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 縦覧期間 平成二十一年四月二十七日から平成二十一年五月二十八日まで
- 二 縦覧場所 嵐山町役場

埼玉県告示第六百五十三号

ふじみ野市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写

しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百五十四号

小川町から小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百五十五号

北本市から北本都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---|---|-----|-----------------|--------------|------------|
| | | 区間 | 一〇・〇三丁 二〇・五八 | 二二一・六四 | |
| | | | 一三・五八丁 二八・三九 | | 道路改築工事による。 |

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月二十四日
埼玉県川越建築安全センター所長

一 許可番号
平成二十一年二月二十日
指令飯整第二〇〇三六〇号

若林 祥文

二 検査済証番号

平成二十一年四月十五日
第二一〇〇四号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字葛貫字大石佛一
二九一、一二九一三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四

一 鎌北建設株式会社
代表取締役 鎌北 龍児

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月二十四日
埼玉県川越建築安全センター所長

一 許可番号

若林 祥文

平成二十一年二月二十日

指令東整第二〇〇一二六〇号

- 二 検査済証番号
平成二十一年四月十七日
第二一〇〇五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字角山字峯山六四五
- 一 比企郡小川町大字角山字峯山六四五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行田市押上町九一三

尾上 和謙

埼玉県選管告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。
その他の政治団体

平成二十一年四月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------|--------|----------|------------------------|------------|
| 関由紀夫後援会 | 関由紀夫 | 築田英敏 | 鳩ヶ谷市八幡木三―七―一 | 平成十八年七月十八日 |
| 順清政治懇和会 | 田口順子 | 三宅義雄 | 川口市並木一―七―一四 | 平成十九年一月十八日 |
| さくまひであき後援会 | 佐久間英明 | 佐久間英明 | 川口市川口六―五―二九スカイコート川口一〇四 | 平成十九年二月一日 |

埼玉県選管告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。
(一) 政党の支部

平成二十一年四月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|--------------|------------|----------------|----------------|------------|
| 民主党埼玉県第9区総支部 | 会計責任者 | 荻野哲男 | 三上美佐雄 | 平成十七年十二月八日 |
| 自由民主党埼玉県建設支部 | 代表者 | 古郡一成 | 関根宏 | 平成十九年五月十八日 |
| (二) その他の政治団体 | | | | |
| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
| 伊得一夫後援会 | 代表者 | 伊得和行 | 井上秩男 | 平成十六年二月十六日 |
| | 会計責任者 | 伊得光子 | 伊得一夫 | 同 |
| | 主たる事務所の所在地 | 比企郡都幾川村西平四六五 | 比企郡都幾川村西平四六二 | 同 |
| 幸手の未来を見ずえる会 | 代表者 | 松田純一 | 中嶋美奈子 | 平成十九年十一月一日 |
| 芳友会 | 主たる事務所の所在地 | 新座市栗原四―九―二二五〇六 | 新座市馬場三―一―三二二〇六 | 平成十九年十一月一日 |
| 吉田よしのりと歩む会 | 主たる事務所の所在地 | 新座市栗原四―九―二二五〇六 | 新座市野寺二―八―一四〇五 | 平成十九年十一月一日 |

埼玉県選管告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、
別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した
旨の届出があつた。

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表す
る。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一

その他の政治団体

政治団体名 石山浩平後援会
 政治団体名 いで泉を育てる会
 政治団体名 湯川景子後援会

解散年月日 平成十八年五月四日
 平成十八年十二月三十一日
 平成十九年三月七日
 届出年月日 平成十九年二月二十八日
 平成十九年三月六日
 平成十九年三月八日

その他の政治団体

政治団体名 関由紀夫後援会

解散年月日 平成十八年七月十八日
 届出年月日 平成十八年七月十八日

別記三

政治団体の名称 石山浩平後援会

報告年月日 平成19年2月28日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 174,374円
 ア 前年繰越額 174,374円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

合計

政治団体からの寄附 (金額) (事務所の所在地)
 ア 政治団体からの寄附 11円
 政治団体の名称 (寄附者の名称) 4,736円
 その他の寄附 4,725円
 (2) 支出の内訳
 ア 経常経費 20,606円
 (イ) 備品・消耗品費 4,725円
 イ 政治活動費 25,331円
 (イ) その他の経費 25,331円
 合計

政治団体の名称 いで泉を育てる会

報告年月日 平成19年3月6日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 25,331円
 ア 前年繰越額 20,595円
 イ 本年収入額 4,736円
 (2) 支出総額 25,331円
 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 附
 (イ) 寄附

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 湯川景子後援会

報告年月日 平成19年3月8日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 関由紀夫後援会

報告年月日 平成18年7月18日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

| | |
|------------|----|
| (2) 支出総額 | 0円 |
| (平成17年分) | |
| 1 収入・支出の総額 | |
| (1) 収入総額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |
| (平成18年分) | |
| 1 収入・支出の総額 | |
| (1) 収入総額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十一年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十

四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

埼玉県労働委員会会長 馬橋隆紀

| 氏名 | 現職 | 主要経歴 |
|------|--|--------------------------------|
| 馬橋隆紀 | 弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員 | 埼玉弁護士会会長 |
| 古川陽二 | 大東文化大学法学部教授、 埼玉県労働委員会公益委員 | 大東文化大学法学部長 |
| 伊藤一枝 | 弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員 | 埼玉県公害審査会会長（現職） |
| 栗原茂易 | 埼玉県労働委員会公益委員 | 埼玉県地方労働委員会事務局長 |
| 満木祐子 | 弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員 | 埼玉県男女共同参画苦情処理委員（現職） |
| 那珂通敏 | JAM北関東執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員 | ゼクセル（現ボッシュ）労働組合執行委員長 |
| 竹花康雄 | 日本労働組合総連合会埼玉県連合会事務局長、 埼玉県労働委員会労働者委員 | 全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会副議長（現職） |

| | | |
|--------|---|-------------------------------|
| 中澤 範夫 | 情報産業労働組合連合会埼玉県協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員 | NTT労働組合北関東総支部執行委員長(現職) |
| 小野寺 義成 | 本田技研労働組合副中央執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員 | 全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会議長(現職) |
| 柴田 泰彦 | 埼玉県労働組合連合会事務局長、 埼玉県労働委員会労働者委員 | 新座市教職員組合副委員長 |
| 藤間 憲一 | 株式会社オキナヤ代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員 | 熊谷商工会議所副会頭(現職) |
| 鹿島 利友 | 株式会社鹿島技研代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員 | 川口鋳物工業協同組合理事 |
| 坂田 秋雄 | 坂田自動車工業株式会社代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員 | 岡部商工会会長(現職) |
| 北風 良雄 | ボッシュ株式会社参与、 埼玉県労働委員会使用者委員 | ボッシュ株式会社執行役員人事部門長 |
| 三國 雅裕 | 社団法人埼玉県経営者協会常務理事・事務局長、 埼玉県労働委員会使用者委員 | 埼玉銀行本店営業部次長 |
| 山本 三郎 | 埼玉県労働委員会事務局長 | 埼玉県総合政策部地域政策局長 |
| 川辺 憲一 | 埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長 | 埼玉県土整備部用地課長 |
| 畠中 章紀 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹 | 埼玉県人事委員会事務局任用審査課主幹 |
| 千明 勉 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹 | 埼玉県産業労働部金融課主幹 |
| 持田 正美 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県保健医療部健康づくり支援課主査 |
| 八重樫 真一 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県総務部人権推進課主査 |
| 浅見 淳二 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県議会事務局議事課主査 |
| 弥勒寺 学 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県議会事務局政策調査課主査 |

正誤

埼玉県告示第四百八十二号(平成二十年三月三十一日号外第九号) 中訂正

ページ 表中

一三 前から三行目を削る

埼玉県告示第百六号(平成二十一年一月二十三日第二千四十九号) 中訂正

ページ 段 行

五一 七から八

一三三の一(次の図に示す部分に限

る。)
正

埼玉県選管告示第四十一号(平成十七年四月二十六日第千六百六十六号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二二 一 十一 泉二良後援会 小林徳雄

正 彩の会 川上康正

一三三の一

埼玉県選管告示第六十八号(平成十七年六月二十八日第千六百八十三号) 中訂正

ページ 段 行

二五 一 七行目の後に次の一行を加える。

代表者

田島敏包

堀口勝司

同

右

埼玉県選管告示第四十号(平成十八年三月二十四日第千七百五十八号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二二 一 八 日本共産党埼玉北部地区委員会 大野辰男

正

日本共産党埼玉南部地区委員会 広瀬賀寿子

埼玉県選管告示第七十号(平成十八年五月三十日第千七百七十七号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二二 一 四 浦和歯科医師連盟 小谷田宏

正

浦和医師連盟 牧野隆光

埼玉県選管告示第六十九号(平成十八年五月三十日第千七百七十七号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二〇 一 九 創建の会

正

創建の会

埼玉県選管告示第九十号(平成十八年七月七日号外第三十二号) 中訂正

ページ 段 行

一四 二 二十

誤 世心会

正 世心会

熊谷市

ページ 段 行

一三 二 二十六

誤 (1) 収入総額

6,702,151円―正 (1) 収入総額

6,701,151円

埼玉県選管告示第九十三号(平成十八年七月二十八日第七百九十四号) 中訂正

ページ 段 行

二一 一 九行目の後に次の一行を加える。

主たる事務所の所在地

久喜市北青柳八一八

久喜市南三一四―四〇

同

右

埼玉県選管告示第二百二十号(平成十八年十月二十七日号外第三十七号) 中訂正

ページ 段 行

一一二 一 十六

誤 イ 寄 附

(ウ) 寄 附

a 政治団体からの寄附

正 イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ウ) 自由民主党埼玉県第七選挙区支部

二十五行目から四行を削除する。

300,000円

300,000円

埼玉県選管告示第十五号(平成十九年二月二十七日第八百五十二号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二五 一 九 小島敏男大利根後援会

青木利雄

正 小島敏男後援会 奥野昭二

誤 その他の寄附 22,653,549円

正 村上 初美 1,300,000円 三口市

誤 その他の寄附 21,353,549円

ページ 段 行

一三五 二 七

誤 報告年月日 平成17年2月17日

正 報告年月日 平成18年2月17日

ページ 段 行

五一七 一 二十五

誤 今井 繁一

正 今井 繁一

ページ 段 行

埼玉県選管告示第二十七号(平成十九年三月三十日号外第十二号) 中訂正
ページ 段 行
五九 一 二十一・二十五・二十九
二 二・六・十・十四・十八・二十二・二十六・三十
六〇 一 二・六・十・十四

ふれあい街づくりの会

総額 0円
 (1) 収入総額 448,765円
 ア 前年繰越額 448,765円
 イ 本年収入額 0円

埼玉県選管告示第百十五号(平成十九年九月二十八日号外第四十二号) 中訂正

ページ 総行 一

ページ 総行 三十一
 三十一 二十三行目の後に次の四行を加える。

総額 0円
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

(2) 支出の内訳

正 (1) 収入総額 505,260円

ア 政治活動費

ア 前年繰越額 0円

(ア) 組織活動費

イ 本年収入額 505,260円

合計 1,811,179円

(2) 支出総額 505,260円

合計 1,811,179円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

合計 505,260円

政治団体の名称 さわやか品子若槻後援会

〔寄附の内訳〕

報告年月日 平成19年8月17日

ア 個人からの寄附

1 収入・支出の総額

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

(1) 収入総額 217,740円

山田敏夫 505,260円 比企郡川島町

ア 前年繰越額 217,737円

(2) 支出の内訳

イ 本年収入額 3円

ア 政治活動費

(2) 支出総額 5,250円

(ア) 組織活動費

2 収入・支出の内訳

合計 505,260円

(1) 収入の内訳

ア その他の収入 10万円未満の収入

3円

埼玉県選管告示第四十七号(平成十九年四月二十七日第千八百七十号) 中訂正

ページ 総行 誤

(2) 支出の内訳

四三 一 十四 ふれあい街づくりの会

ア 政治活動費

正

(ア) 組織活動費

5,250円

| | | | | |
|------------|----------|------------|--|--------|
| 合計 | 5,250円 | (2) 支出総額 | | 8,600円 |
| (平成17年分) | | 2 収入・支出の内訳 | | |
| 1 収入・支出の総額 | | (1) 支出の内訳 | | |
| (1) 収入総額 | 212,492円 | ア 政治活動費 | | 8,600円 |
| ア 前年繰越額 | 212,490円 | (イ) 組織活動費 | | |
| イ 本年収入額 | 2円 | 合計 | | 8,600円 |
| (2) 支出総額 | 20,000円 | | | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | | |
| ア その他の収入 | | | | |
| 10万円未満の収入 | 2円 | | | |
| 合計 | 2円 | | | |
| (2) 支出の内訳 | | | | |
| ア 政治活動費 | | | | |
| (イ) 組織活動費 | 20,000円 | | | |
| 合計 | 20,000円 | | | |
| (平成18年分) | | | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | | |
| (1) 収入総額 | 192,518円 | | | |
| ア 前年繰越額 | 192,492円 | | | |
| イ 本年収入額 | 26円 | | | |
| (2) 支出総額 | 0円 | | | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | | |
| ア その他の収入 | | | | |
| 10万円未満の収入 | 26円 | | | |
| 合計 | 26円 | | | |
| (平成19年分) | | | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | | |
| (1) 収入総額 | 192,518円 | | | |
| ア 前年繰越額 | 192,518円 | | | |
| イ 本年収入額 | 0円 | | | |
| (2) 支出総額 | | | | |
| ア 前年繰越額 | | | | |
| イ 本年収入額 | | | | |

埼玉県選挙管告示第百三十四号(平成十九年十一月三十日第千九百三十二号) 中訂正
 ページ 段 行 誤
 一五 一 二十九 同 右
 正
 埼玉清志会 平成十九年 十月 十五日

埼玉県選挙管告示第百三十五号(平成十九年十一月三十日第千九百三十二号) 中訂正
 ページ 段 行
 一三一 二 二行目の後に次の四行を加える。

(平成14年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 ページ 段 行

(平成19年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 ページ 段 行

(平成18年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 ページ 段 行

| | | |
|------------|----------------|----------|
| 誤 (平成14年分) | 合 計 | 300,000円 |
| 正 (平成15年分) | 正 (合 計) | 30,000円 |
| ページ 段 行 | | 30,000円 |
| 二九 一 十四 | | |
| 誤 (フ) 事務所費 | | |
| | 十六行目から四行を削除する。 | |
| | | 300,000円 |

埼玉県選管告示第百六十四号(平成十九年十二月二十八日第千九百四十号) 中訂正

ページ 段 行
一三 一 十四行目の後に次の一行を加える。

高 橋 広 成 後 援 会

平成十九年十一月二十七日

平成十九年十一月二十八日

| | | |
|------------|------------|----------|
| ページ 段 行 | ア 前年繰越額 | 0円 |
| 一八 二 二 | イ 本年収入額 | 120,000円 |
| 誤 高野広成後援会 | (2) 支出総額 | 120,000円 |
| 正 高橋広成後援会 | 正 (1) 収入総額 | 12,000円 |
| ページ 段 行 | ア 前年繰越額 | 0円 |
| 二〇 二 六 | イ 本年収入額 | 12,000円 |
| 誤 (ニ) 収入総額 | (2) 支出総額 | 12,000円 |

埼玉県選管告示第三十一号(平成二十年三月二十八日号外第九号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二五 一 七 東 茂

二七 一 七 北 部 の 会

正 東 茂

北 都 の 会

埼玉県選管告示第七十五号(平成二十年六月二十七日第千九百九十一号) 中訂正

| | |
|------|---|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表) |
| 印刷所 | 埼玉県警ホームページアセス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表) |